

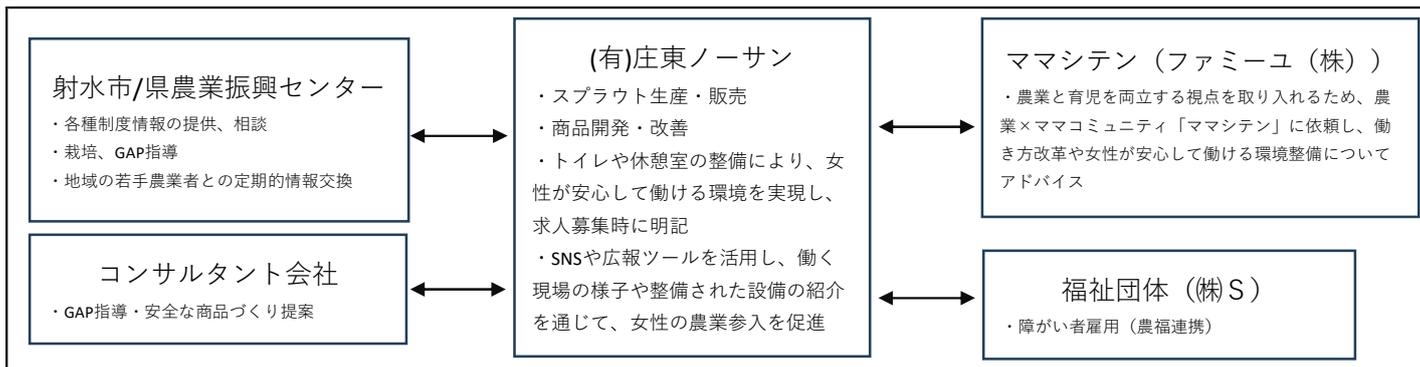
令和6年度女性の就農環境改善・活躍推進事業  
(女性が働きやすい環境の整備支援) 計画書

1 地域取組主体の概要

名称	有限会社庄東ノーサン	
所在地	射水市寺塚原21	
代表者	中谷幸葉	
主な組織の事業内容 (注)	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年に40年以上続いたスプラウト会社を継承</li><li>・北陸で唯一のスプラウト専業農家(豆苗やブロッコリースプラウトなどを中心に栽培・出荷) 8.15aハウス4棟</li><li>・周年栽培体制を整え、食品安全と鮮度にこだわり、年間250万パック生産。地元富山をはじめ北陸エリア全体への供給を拡大中</li><li>・従事数10人(うち女性5人)</li><li>・JGAP認証取得に向けて整備中(今秋取得予定)</li></ul>	女性農業者の人数: 5人

(注) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

2 事業実施体制



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性の就農環境改善のための取組計画

(1) 地域取組主体における女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題 (注)

<p><b>【地域の女性農業者の課題】</b></p> <p>富山県の農業は、米作を中心に展開されてきましたが、近年では園芸作物への転換や担い手の多様化が求められています。一方で、農業従事者の高齢化が進み、女性が家族経営の補助的立場で関わるケースが多く、経営や意思決定に参画しづらい環境が続いています。また、重労働や立ち仕事など長時間作業が発生しやすいため、体力的な負担が大きく、女性にとって就労継続が難しい状況があります。</p> <p>また、富山県では育児や介護を担う女性が多く、早朝や繁忙期の作業と家庭との両立がしづらいことも課題です。現場では男女別トイレではなく、休憩所は簡素なものしかなく、着替えや体調管理に不安を感じる女性も多く見られます。こうした背景から、女性が農業を職業として選び、継続するための「当たり前の環境整備」がなされていないのが実情です。地域の農業を持続可能なものにするためには、女性が無理なく関わり続けられる基盤づくりが不可欠です。</p>
--

### 【現状の労働環境を踏まえた施設等の必要性】

当社は、令和6年の春に40年以上続いたスプラウト会社を継承し、新たなメンバーで再スタートしました。施設は老朽化しているところが多く、トイレについても仮設トイレを設置していますが古くて汚れや臭いなどの理由から、女性職員が使用しにくい環境となっています。そのため、近くのコンビニ等のトイレを利用したり、なるべくトイレに行かないように水分を控えたりすることから、熱中症や尿関連の疾病トラブルの心配もあります。また、長時間の立ち仕事で足腰を休める十分な場所がなく、ほとんどの職員が自家用車の中で休んでいる状況です。このような環境のままでは身体的・精神的なストレスが大きくなると懸念しています。

これらの現状を踏まえ、男女別トイレの整備や、夏冬を通じて快適に過ごせる休憩室の確保は、単なる設備投資ではなく「人を大切にする姿勢」の表れとして捉えています。

### 【その他女性の農業への呼び込み・定着・活躍の課題】

当社では、農業に関わるすべての人が安心して働き続けられる環境づくりを目指し、とりわけ女性にとっての働きやすさに配慮した施設の整備を目指します。本事業を活用し、休憩室の確保と女性用トイレの整備を進め、農作業という体力を使う現場において、足腰を伸ばして一息つける場所やプライバシーが守られた空間は、特に女性にとって大切な安心材料となります。

併せて、総労働時間の調整（繁忙期内での調整）や適切な休憩時間の確保、熱中症対策を行うなど多方面から環境を整えていきます。女性が安心して働ける環境が整うことは、農業という仕事を続けていく「意志」を支える基盤となると考えます。

これらのことにより既存の就労者の定着率が高まるとともに、整備されたトイレや休憩室で実際に働く女性の様子をSNSで発信し、写真やインタビューなどを交えてリアルな情報を届けることで、「女性が働きやすい農業」のイメージを広め、新規参入者の関心を喚起します。また、整備された環境は外部からのボランティアや農業体験者の受け入れにもつながり、関係人口の創出という観点でも意義があります。

今回の施設整備を通じて、安心して関われる職場づくり、そして女性の社会的な就労継続や自己実現を後押しする農業モデルの構築を目指していきます。

（注）（2）の取組に係る具体的な課題を記載する。

(2) 女性の働きやすい環境を整備するための託児スペース、男女別トイレ、更衣室等の確保に係る計画 (注1)

区分番号 (注2)	時期	確保場所	数量	利用する女性 農業者(注3) の人数	備考
②男女別トイレ	2025.9	倉庫1階の一部	1	5	
④休憩スペース	2025.9	倉庫2階の一部	1	5	
計			2	10	

(注1) 事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「確保する施設等の区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。また、⑤又は⑥を選択した場合は、具体的な名称も記載すること。

(注3) 農業者は、新規参入者、自営農業就農者(結婚を機に就農された者を含む。)、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事者とする。

農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

(3) ① 一般事業主行動計画策定・公表に向けた取組計画

時期	計画策定(見直し)に向けた取組内容	備考
9月	・年1回を目安にスタッフとの個人面談を実施し、働き方や職場環境に関する意見・希望を丁寧に聞き取ります。とくに女性スタッフの声を反映し、今後の職場改善や行動計画の方向性に活かしていきます。	
10月	・女性従業員を対象に、1回の交流会を実施。働き方や日常の悩み、職場への意見などを気軽に話し合える場を設けることで、現場のリアルな声を集約し、行動計画の策定に活かしていきます。	
11月	・行動計画の中に、男女別トイレ・休憩室の整備計画について重要課題として位置づけ、会社全体で実施に向けた体制整備を構築するとともに、社員全体への周知を図ります。 また、家庭や育児との両立をしながら働く女性職員には、希望により週休2日のシフト導入を行い、多様な働き方へと配慮します。	
12月～	・女性が安心して働ける環境が整ったことを反映し、当社HPへの掲載と求人情報には「男女別トイレ・休憩所完備」「子育て世代歓迎」などの文言を明記。多様な人材の確保を目指し、性別問わず働きやすさをアピールして募集します。	
随時	・面談や日常の対話で得た意見をチーム内で共有し、改善案や評価としてフィードバックします。小さな声も大切に、職場環境や就業制度に反映させることで、働き手の満足度とエンゲージメント向上を図ります。	

(注1) 計画策定(見直し)に向けた取組の内容欄には、計画策定(既に策定されている場合は、事業内容に沿った見直しも含む。)に向けた①現状把握、課題分析、②計画策定、組織内周知、公表について、それぞれの方法や内容を記載するものとする。

(注2) 実績報告の際、策定した一般事業主行動計画の写しを添付すること。

② 整備内容を踏まえた「目標」達成のための取組（注）

時期	取組内容	備考
9月	・農業現場における女性の働きやすさ向上を目指し、育児と仕事の両立に詳しいママコミュニティ「ママシテン」からアドバイスを受けます。女性目線での環境整備や働き方の工夫について意見を聞き、休憩室やトイレ整備の参考にします。	
10月	・女性農業者との情報交換会を1回実施します。農作業や働き方、環境整備に関する現場の声を共有し、今後の課題や改善点を話し合います。横のつながりを強化し、地域全体での改善につなげます。	
10月	・整備後の男女別トイレや休憩室を反映した求人情報を発信します。「女性に配慮した職場環境」であることを強調し、子育て世代や新規就農希望者の関心を高めることで、新たな担い手の確保を目指します。	
11月	・女性や子育て世代の参加を促す農業交流会を1回実施します。整備された施設も公開し、農業の現場が安全・快適であることを伝えることで、農業の仕事への理解促進と新たな関わりの創出を図ります。	
12月	・農業に興味のある学生や若年層を対象に、職場見学会を1回実施します。女性にも優しい職場づくりを紹介し、実際の働き方や設備を見てもらうことで、「農業＝自分にできる仕事」という意識づけを促します。	
随時	・整備されたトイレや休憩スペース、実際に働く女性の様子をSNSで発信します。写真やインタビューなどを交えてリアルな情報を届けることで、「女性が働きやすい農業」のイメージを広め、新規参入者の関心を喚起します。	

（注）女性の就農環境改善のための整備内容を踏まえた、女性農業者確保の目標の達成のための具体的な取組内容（例：更衣室や休憩室の設置など働きやすい環境のPRによる求人など）を記載すること。

4 女性農業者確保の目標（注）

翌年度末までの女性農業者の新規確保人数（注）	3人
（女性農業者の新規確保人数の内訳）	
自営農業就業者      0人      雇用就農者      0人      アルバイト等      3人	

（注）事業実施年度の翌年度末までの新規確保人数。また、第2の1の（5）の実績報告においては記載不要。

※ 必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※ 添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※ 国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。